平成２２年（フ）第３２６号
相模原市緑区相原５丁目５番24号　メゾン森の上102号
債務者　高田　幸世
1　決定年月日時　平成22年７月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月７日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第４１８号
静岡県浜松市南区安松町31番地の１　メゾン南陽303、前住所静岡県浜松市南区若林町2227番地の１　クレフラスト若林101号室
債務者　山田　耕造
1　決定年月日時　平成22年７月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月８日午前11時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第１７６号
長崎県佐世保市十郎新町12番15―803号
債務者　沖田ヨシ子
1　決定年月日時　平成22年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月24日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第２１１号
長崎県佐世保市東浜町83番地16
債務者　森塚　龍昭
1　決定年月日時　平成22年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月10日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第２１８号
長崎県佐世保市新田町352番地　１―２―201
債務者　谷口　和彦
1　決定年月日時　平成22年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月24日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第２１６号
静岡市葵区鷹匠３丁目18番21号　フォーブル平井403号、旧住所山口県下関市長府古城町７番23号
債務者　中野　敏彦
1　決定年月日時　平成22年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月６日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２３６号
静岡市駿河区下川原５丁目14番11―102号、旧住所横浜市神奈川区菅田町236番地　シティハイムＡＫＡＳＡＫＡ203号
債務者　増本みどり（旧姓野崎）
1　決定年月日時　平成22年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月６日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２５１号
静岡県焼津市高崎740番地、旧住所静岡県藤枝市下藪田54番地の１　レオパレス楊貴妃102号
債務者　入澤　裕輝
1　決定年月日時　平成22年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月６日午後２時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３２５号
静岡市葵区上伝馬17番26号　秋山工業株式会社社員寮、旧住所静岡県焼津市田尻1725番地　カサベルデ101号
債務者　長野　晋一
1　決定年月日時　平成22年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月６日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４５４号
静岡県磐田市豊浜中野58番地６　リバーサイド大竹Ｂ棟201号
債務者　鈴木みくに
1　決定年月日時　平成22年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月15日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第４５１号
静岡市清水区宮加三627番地の２　小澤方
債務者　中澤　里美
1　決定年月日時　平成22年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月19日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４５３号
静岡市清水区大平468番地の１
債務者　大石真由美
1　決定年月日時　平成22年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月19日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４５８号
静岡県牧之原市福岡161番地
債務者　鈴木　尚夫
1　決定年月日時　平成22年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月19日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４６６号
静岡市清水区三保3581番地の55
債務者　鈴木　美佐
1　決定年月日時　平成22年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月19日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１４１号
静岡県榛原郡吉田町住吉4255番地の５
債務者　高木　　潔
1　決定年月日時　平成22年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月29日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部